

<事例>

● 育児休業復職に当たり、正社員からパートへの身分転換を強要され嫌がらせを受けたが、正社員での復職が認められた事例

◆ 労働者からの申立内容

育児休業中に社長から連絡を受け、経営不振であるためパートへの身分転換するよう言われた。

また、パート勤務を認めない限り保育園入所に必要な就労証明書は発行しないと嫌がらせを受けた。正社員での継続勤務及び就労証明書の発行を要望する。

◆ 事業主からの事情聴取

正社員からパートへの身分転換は強要したつもりはなく、すぐに保育園が見つからない場合は1歳6ヶ月まで育児休業を延長するかもしれないと申立者が発言したことに対して、子どもが小さいので大丈夫かと心配しただけであった。復職時期や勤務形態が不明なことから就労証明が出せないと説明しただけであったと主張した。

◆ 労働局長による援助

復帰にあたっての事業主から申立者への発言が誤解を生じさせた原因であり、育児休業取得による不利益取扱いの意図がないのであれば育児・介護休業法第10条に抵触することのないよう、正社員の身分を変更することなく復職させること、及び保育園入園に必要な就労証明書を交付することを助言した。

また、今後においても、1歳6ヶ月までの延長等、育児・介護休業法に沿った対応をするよう助言した。

◆ 結果

事業主は申立者を正社員としての復帰を受入、また、就労証明書を交付し、解決が図られた。また、その後も法に沿った対応がなされたことを確認した。